

報告第3号

令和6年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

令和7年9月4日

南部町長 陶山 清孝

令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	事業規模
水道事業会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	167,584 千円
病院事業会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	1,773,290 千円
在宅生活支援事業会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	43,426 千円
下水道事業会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	149,433 千円
太陽光発電事業特別会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	71,679 千円